



No. 61

(別紙)

行 会 村 庁
集 集 課
度 度 度
編 編 編
報 報 報
三 重 三 重 三 重
広 島 廣 島 廣 島

目次

条 例

○ 度会村条例第三十九号

度会村農業協同組合合併助成金交付に
関する条例
昭和四十年九月二十九日
三重量度会村長 大野 真資

○ 度会村農業協同組合合併助成金交付に
関する条例：(条例第三十九号)

○ 度会村報酬および費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例：(条例第四
十号)

○ 度会村火災予防条例の一部を改正する
条例：(条例第四十一号)

○ 度会村県道改良事業基金の設置管理及
び処分に関する条例：(条例第四十二
号)

○ 度会村教育委員会教育長の給与および
勤務時間等に関する条例を廃止する条例
：(条例第四十三号)

○ 全国品評会度会茶葉出品対策委員会規程
：(規程第一号)

規 程

条 例

○ 度会村条例第四十号

度会村報酬および費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例
昭和四十年九月二十九日
三重量度会村長 大野 真資

度会村農業協同組合合併助成金交
付に関する条例
(趣旨)

第一条 村長は、農業協同組合合併助成法
(昭和三十六年法律第四十八号)により
昭和四十年年度において合併を行なう農業
協同組合(以下「組合」という)に対し
当該組合の欠損金についてこの条例の定
めるところにより予算の範囲内において
助成金を交付するものとする。

第二条 助成金の額は、次のとおりとする
1 国の助成対象額として国が認定した
欠損金の額の五〇%の額
(実施に必要事項)
第三条 この条例の実施に必要事項
は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○ 度会村条例第四十号

度会村報酬および費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例
昭和四十年九月二十九日
三重量度会村長 大野 真資

度会村報酬および費用弁償等に関
する条例の一部を改正する条例
(昭和三十六年度会村条例第十号)の一
部を次のように改正する。

第四条 次のように改める。
第一条の規定にかかわらず農業委
員会の委員が総会又は部会の招集に応じ
て出席したときは、出席手当及び車馬賃
を支給する。

2 前項の規定により支給する車馬賃の額
は、別表第三のとおりとする。
別表第一に次の一行を加える。

招集又は部会の 招集に応じて出 席した場合	日 額	五〇〇円
-----------------------------	-----	------

別表第二の次に次の一表を加える。
別表第三

居住地 (車馬賃 (往復))	九〇円	居住地 (車馬賃 (往復))	六〇
注連指	九〇	鮎川	六〇
田口	九〇	立岡	六〇
麻加江	九〇	大久保	四〇
坂井	九〇	平生	四〇
長原	七〇	牧戸	二〇
立花	九〇	棚橋	〇

大野木	二〇	五ヶ町	八〇
葛原	四〇	小川	八〇
下久具	二〇	火打石	八〇
上久具	二〇	駒ヶ野	八〇
田間	二〇	小萩	九〇
当津	六〇	柳	一一〇
茶屋広	六〇	市場	一一〇
川口	二〇	脇出	一一〇
栗原	四〇	和井野	一一〇
中之郷	六〇	南中村	一一〇
日向	六〇	川上	一五〇

(1) 各農業団体選出の委員でその団体に常
勤の者は、その組合事務所最寄りのバ
ス停留所から棚橋又は棚橋南口バス停留
所までの実費額とする。

(2) 村公用車を使用したときは、支給しな
い。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和
三十九年四月一日から適用する。

○ 度会村条例第四十一号

度会村火災予防条例の一部を改正する
条例
昭和四十年九月二十九日
三重量度会村長 大野 真資

度会村火災予防条例の一部を改正
する条例
昭和四十年九月二十九日
三重量度会村長 大野 真資

度会村火災予防条例(昭和三十七年度会
議決案第一号)

村条例第二号)の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項中「五千円」を「二万円」に改め、同条第二項中「三千円」を「二万五千円」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十年十月一日から施行する。

○度会村条例第四十二号

度会村県道改良事業基金の設置、管理及び処分に関する条例
右公布する。

昭和四十年九月二十九日

三重県度会村長 大野 真資

度会村県道改良事業基金の設置、管理及び処分に關する条例

(設置)

第一条 度会村内における県道改良事業を円滑かつ効率的に行なうため、度会村県道改良事業基金(以下「基金」という)を設置する。

(基金の額)

第二条 基金の額は、五〇万円とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、県道改良事業特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(委任)

第五条 この条例に定めるものを除くほか基金の管理に關し必要な事項は、村長が

別に定める。

附 則

この条例は、昭和四十年十月一日から施行する。

○度会村条例第四十三号

度会村教育委員会教育長の給与および勤務時間等に関する条例を廃止する条例
右公布する。

昭和四十年九月二十九日

三重県度会村長 大野 真資

度会村教育委員会教育長の給与および勤務時間等に関する条例を廃止する条例

規 程

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

附 則

2、度会村報酬および費用弁償等に関する条例(昭和三十六年度度会村条例第十号)別表第一中、議会議員の次の一行を削る。

規 程

○度会村規程第一号

全国品評会度会茶出品対策委員会規程
右公布する。

昭和四十年九月十五日

三重県度会村長 大野 真資

全国品評会度会茶出品対策委員会

規 程

(設置)

第一条 昭和四十一年度に行なわれる全国

品評会における度会茶の出品について必要な連絡及びその対策を図るため、全国品評会度会茶出品対策委員会(以下「委員会」という)を置く。

(事務所)

第二条 委員会は、委員十二人をもって組織する。

2 委員は、度会村茶業組合が推薦した者について村長が任命する。

3 委員の任期は、全国品評会終了(昭和四十一年十二月末)までとする。

(会長)
第四条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)
第五条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(幹事)
第六条 委員会に幹事一名を置き、村の職員のうちから村長が任命する。

2 幹事は、委員を補佐する。

(書記)
第七条 委員会に書記を置き、村の職員のうちから村長が任命する。

2 書記は、庶務に従事する。

(雜則)

第八条 この規程に定めるものを除く外、委員会の運営その他に關して必要な事項は会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、昭和四十年九月十五日から施行する。